

保険証一枚ではり・きゅう・マッサージを受けたい

医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 医療を考える会

住所 渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メール iryo-kangaeru@waltz.ocn.ne.jp

ホームページ <http://npo-iryo.org/>



第 3 回 健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

定期総会に参加

山西 俊夫

当日は、NPO 医療を考える会の理事長と国民の会副会長を兼任している立場で総会に出席して参りました。冒頭で挨拶させていただきましたので、皆様にお伝えいたします。

国民の会副会長の山西です。本日は山村会長に代わりましてご挨拶させていただきます。

国民の会の総会も今年で 3 回目を迎えることができました。本日も多忙の中、ご臨席を賜りました来賓の先生方を始め、会員、関係者の方々の我々の運動に対するご理解とご支援に心から御礼申し上げます。

私自身の東洋医療とのつながりを述べさせていただきますと、初めて東洋医療を受けたのは 54 歳の時でした。16 年余のおつきあいになります。70 歳余を迎えてまだ何とか会社の業務に携わっているのは東洋医療施術の恩恵の賜物であると感謝しております。

最初は西洋医療しか知りませんでした。しかし薬物中心の治療の限界と副作用を知るに至ってそれまで受けてきた西洋医療に疑問を持ち、知人の紹介がきっかけで、地域で評価の高い東洋医療の門を訪ねるようになりました。

我々の運動の目標である健康保険で東洋医療を受けることが実現すれば、東洋医療を受ける患者の数は大幅に増え、同時に薬治療から解放されることになり、医療費の削減につながり、行政が喧伝する医療保険の赤字は確実に改善されると思われまます。

私の信条は「継続こそ力なり」です。我々の共通の目標である健康保険の適用を実現させるまで、共に協力して頑張りましょう！

日時：平成 28 年 6 月 19 日（日） 会場：新大阪丸ビル新館 4 階 405 号室

総会出席者： 19 名

東京より国民の会副会長山西俊夫（NPO 法人医療を考える会理事長）、山口充子（NPO 法人医療を考える会副理事長）、国民の会副会長高橋養藏（一般社団法人鍼灸マッサージ師会代表理事）、清水一雄（一般社団法人鍼灸マッサージ師会事務局長）の 4 名が参加。

山口充子副理事長の司会進行により総会が始まる。

【山村博文会長欠席により山西俊夫副会長挨拶】

54 歳の時に東洋医療に出会い、西洋医療を見限って東洋医療にかけたのが良かった。

東洋医療が西洋医療と同じように健康保険で出来れば、健康に役立ち医療費削減に役立つ。

議員来賓

公明党 中野ひろまさ 衆議院議員秘書小泉氏。

共産党 岩崎けんた大阪市議会議員。（舛添都知事は辞任するが真相究明すべき追及が必要、年金受給が 10 年で出来るようになる法案が 2 年延びた。抜本改革が必要）

大阪維新の会 参議院候補 中谷ひろゆき氏（柔整師、鍼灸師）（35 年間鍼灸、柔整を業としている。東洋医学は国民に役立ち、普及させれば医療費削減していける。東洋医学の力の大切さ、大変さ、国民に必要性を国会で話していきたい。）

祝電をいただいた皆様のご紹介

やまだ賢司衆議院議員（自民党）、大串まさき衆議院議員（自民党）

末松信介参議院議員（自民党）、室井邦彦参議院議員（大阪維新の会）

野口ひろし兵庫県議会議員（公明党）

【活動報告と会場から出された声】

①全国での署名数は 35,866 筆（2016 年 6 月 9 日現在）

民医連の医師からの署名も含まれる。山梨の坂本鍼灸師から署名 228 筆寄せられる。

②大阪市と交渉 大阪市と隣接市以外の保険請求不支給の件

井上浩大阪市議会議員同席にての交渉だが、市担当者はだんまりを続けた。

③療養費担当規則第 17 条で医師はみだりに同意してはならない文面があり、同意してはならないという意味ではなく、診察もせずに同意しないようにということである。個々医師へ掲示しつつ同意書発行に圧力をかけている。「みだりに」のみ目がいってしまうと同意拒否につながる。

④川端鍼灸院友の会よもぎの会会員

- ・パンフレットに書いてある西洋医療で取り残されることがあり、取り残されないようにするためには西洋医療も東洋医療もない。

- ・京阪三条駅にて署名活動 1 ケタしか署名を集められなかった。

「あはき」の不正問題を指摘され、署名に躊躇が目についた。

- ・上西会長 署名になかなか応じてもらえない中署名活動頑張ってもらっている。
- ⑤民主商工会にて 60～80 筆の署名が集まる。
- ⑥兵庫県後期高齢者へ訪問をはじめ保険者周りを実施したい。
 - ・厚労省通知で健康保険の取り扱いをやっているが、使い勝手が悪く老人保健法の意味を継いでほしい。老人保健法の中でははり・きゅうを給付するという考えがあったが没になった。
 - ・はり・きゅうの併給を認知して欲しいことを依頼する。併給について厳しいところと緩いところが混在している。
- ⑦膝関節痛のはり・きゅうは東京では認めるが、関西では認めない。兵庫では効力を訴えることにより検討することになった。兵庫が認められれば大阪にも波及させられる。7 疾患にしてもらえない。6 疾患+（〇〇関節炎など）であり現在協会けんぽ以外は認めてくれる。
- ⑧全日本民医連、あはき学習交流会、視覚障害者の方々が患者の立場に立った運動をされている。
- ⑨北多摩医療生協で署名 42 筆郵送して下さる。
 - 82 歳女性で、20 代の時に椎間板ヘルニアを患い、はり・きゅうで良くなった。
 - 年金引き下げは憲法違反である。
- ⑩民主医療機関の医師が健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会へ入会される。
 - 生活保護で施術同意確認書を見て、疑問を持たれた理由で。
 - 大阪は生保が多い。
- ⑪厚労省族議員との懇談が、4 月 27 日厚労省との交渉に繋がった。
- ⑫社会保障推進協議会会長は医師が多い。
- ⑬会場の鍼灸師からこのような会があることを初めて知った。
- ⑭毎年年会費 500 円にしたいが、負担が大きい意見が出され総会で議決するに至らなかった。
- ⑮一般社団法人鍼灸マッサージ師会、NPO 医療を考える会から報告
 - ・韓国鍼灸研修ツアー
 - 韓国では誰でもが健康保険にて西洋医療、東洋医療が受けられる。
 - 医師のはり治療、医師の手技療法が行われている。
 - ・東京都福祉局との懇談、「あはき」は医業か医業類似行為について話し合う。
 - 「あはき」法の文章解釈の違いがあり、医療行政は水面下で医業類似行為を流布している。
 - ・東京土建、東京自治労連、千駄ヶ谷社教館祭ボランティア治療等署名活動の報告をする。



はじめての玄米食 ～玄米をおいしく食べるコツ～

自然界の法則に調和することによって、健康と幸せを得る生き方、“マクロビオティック”の考え方に基づいた玄米中心の食養生の講座を初めて開催いたします。

NPO事務所のすぐ近くに料理教室とショップがあり、今回の企画に気軽に応じていただきました。関心のある方はぜひ事務所までお申し込みください。

日時 9月25日(日) 11:00-13:00

会場 リマ・クッキングスクール新宿校

住所：渋谷区代々木 2-23-1 ニューステートメナー130

電話：03-6304-2006

参加費 ¥1000 (試食代込み)

定員 20名 9月15日(木)×切 *定員になり次第締め切ります

☎03-375-6151 FAX03-3299-5275

講師紹介 助川 ひろこ



リマ・クッキングスクール姉妹校認定講師(日立校)、管理栄養士、日本栄養会・茨城県栄養士会会員。

穏やかな人柄と、勉強と実践に裏付けられたていねいな講義が人気。

現在、茨城キリスト教大学大学院 生活科学研究科 食物健康科学専攻し、調理技術による玄米の有効性の向上や新たな有効成分について研究中。

講座内容

講義+デモンストレーション+ご試食

- > ・玄米と健康
- > ・玄米ご飯の美味しい炊き方
(デモンストレーション& 講義)
- > ・マクロビオティックと玄米食
- > ・玄米ごはんとはマクロビオティックなおかずのご試食

*写真はイメージです。当日ご提供する内容とは異なります。.



なぜ玄米を食べるとよいと言われるのか。玄米菜食を基本とするマクロビオティックの講師がていねいに、わかりやすくお伝えします。

- > 毎日、目覚めはすがすがしく、活動的で、夜はすっと眠りに落ちて熟睡できる。
- > 身体を整える食事とは何か、玄米はどうやって炊けばよいのか、どう食べたらよいのか、毎日の生活に役立つコツも必聴です！

二つの病との戦い

山西 八榮子

今私は患者として二つのことと戦っています。一つは脳梗塞の再発症。二つ目は高血圧の降下薬デオパンを七年間飲み続けた薬害による後遺症との戦い。

2015年9月23日脳梗塞を発症。左手足のブラブラ状態、尿の意志に反する放尿（アンモニア臭がすごかった）。スーパーマーケットで集中力が保てず何をしているのか？手に取った品物が何なのか？夏物、冬物の交換時、暗い場所は真っ暗となり、洋服が見えない、文字が乱れて自分の字が読みづらい、これらの症状が起きては消えの繰り返し。そんな中でも好きなサッカー観戦は続けていました。味の素スタジアムへの行きは雲の上をフワフワと歩いている様で、帰りは胸が苦しく左へフラフラ、右へフラフラ、ようやく家へたどり着くと言う感じでした。

これらが脳梗塞と知ったのは、テレビでの「かくれ脳梗塞」という番組でした。近所の人、親戚の人はすぐ病院へ行ってMRI検査を勧めてくれました。やっぱり皆、病院、薬を信じ切っていると残念に思いました。

その後主人と息子には隠して2か月が過ぎ、とうとう隠し切れず、私は病院へは絶対行かない、薬漬けになりたくないと約束してもらい、すぐ「らくらく」の清水先生の所へ直行、それが2015年11月7日のこと。初めの2回は息子に身体を支えられるように通い、週一回が5か月後の2016年3月からは隔週になり、一人で買い物もできるようになりました。

元に戻ったとついつい無理をしてしまい、庭木の手入れ、トマトの柵用の竹づくりをして腕に力を入れてしまった結果、左腕が動かなくなり、身体にくっついてしまい激痛が走ります。清水先生の治療も毎週に戻してもらい、動かせない左腕のために立ち上がることも、寝ることも、洋服を着ることも上手くいかず、不自由さから一日も早く抜け出せることに努力しました。ヨガの先生は「悪いけど脳腫瘍じゃないの、病院に行くべき」と心配してくれました。私は頭痛はないし、脳腫瘍というより、清水先生の治療過程での前進だと思ったのです。背骨の矯正、首のねじれを治療中、両手指先への響きの程度から、治る方向に向かっている証だと確信しました。両手指先の響きがなくなることが理想です。

もう一つのデオパンの件ですが、七年程前町内会の役員を引き受けました。そのストレスから血圧が上がり、町田市民病院へ通院となってしまいました。確かな数字は忘れましたが、基準値140/85位かな、私は170以上/90以上。それ以来デオパン一日1錠、3か月で90錠、それを7年間続けました。病院へ3か月に1回行くたびに血液、尿検査と医療費がどれ位かかったのか計算すればすぐ出ますが、国のドンドン上がる医療費負担に貢献していたわけです。

血圧は下がり、平常になっても、なかなか通院をやめさせてくれません。そのうち高コレステロールの薬も飲みましようか？というので辞退しました。とうとう2014年9月頃138/80～70にまで下がり、もう薬はいいですか？と聞くと続けましようの一語。今から考えたら、もっと早く通院をやめればよかったと思うのですが。この3か月に1回というのが曲者でマインドを解く

ことができなかつたと思っています。

2014年10月、このデオパンが医薬品会社の改ざんで高血圧の降下薬として効果があるのか疑わしいとマスコミで騒いでいました。10月がちょうど市民病院への診察月で、まず先生の一言「もう山西さんはいいでしょう。通院はナシです」。心で喜びましたが、不安にもなり「血圧が高くなったらどうしましょう?」「近所の病院へ行ってください。市民病院への通院はこれで終わりです」

その後、厚労省は145/90~150/95(数字は確かでない)と基準をゆるめ、これで老人の2,000万人から2,500万人が薬から解放されたと知りました。私は怒りで血圧が上がります。もっと血圧が上がる事が起こりました。文芸春秋を見たら、デオパンを飲み続けた人は認知症の発症の確立が高くなると書いてありました。地獄へ真っ逆さま。認可した厚労省、製薬会社、医師会、皆地獄へまっしぐら、道づれだあ。

私が戦っている二つのうち、脳梗塞はまだ無理をするとフラフラしますが、治療中の清水先生との会話が、心療内科のソファと同じ効果で、心がゆったりとし、脳への血液の流れが想像できる貴重な時間でもあるのです。二つ目の認知症との戦いは、私の想像ですが、デオパンの人体実験だったのではないか?老人2,000万人~2,500万人の何%が発症するのか?自分自身の戦いの中で社会、国家と対峙して時代の流れを直視し、だまされていないか?何が正しいのか?民意はあるのか?ボケてはいられません。



塩灸を応用すると簡単で便利ですわ

利根川 美代

気温差の激しい梅雨時は、体調を壊しやすい時期ですが、皆様お元気でしょうか?

私は、自分自身の健康の為に長年『鍼灸』のお世話になっていますが、私がお世話になっているS治療院で教えていただいた「塩灸」(簡易灸?)のお話をさせていただきます。

お塩を焼いてタオルに包んだだけの、家で簡単にできるものですが、疲れてちょっと一休みしたいときや、風邪ひきそうな時などにごろんと横になってポイントに当てます。なんということもない、簡単なことなのですが、疲れが取れ、風邪気も飛んでしまうようです。

若い人などは、生理痛の時(三陰交)に、疲れたときに(三里)などにやってみると、疲れも取れ、すっきりするようです。小さな孫にも風邪の引き始めなどに“焼き塩”をタオルのハンカチに包んで、体温程度に冷ましてから、ポイントに当ててあげます。それだけで、軽い風邪菌は飛んで行ってしまいます。孫には、マッサージもよくやっています。専門家ではないので、笑われるかもしれませんが、赤ちゃんの時から赤ちゃん体操とマッサージを楽しんできました。そのためばかりではないと思いますが、おかげさまで孫2人丈夫で健やかに育っています。そして、私自身も孫からよい気をたくさんもらって元気です。

『鍼灸』などの伝統医療は、日常のちょっとした心がけや工夫で、病気にかかりにくい体づくりや家でも簡単にできる健康法を教えてください。

家でお灸といっても、最近では千年灸などもありますが、なかなか大変です。

病気であればもちろん専門家の診断と治療が必要なのは言うまでもありません。

「塩灸」にしてもポイントは、専門家に教えていただくほうが良いと思いますが、自分で当ててみて、気持ちのいいところ、気持ちのいい温度など、体感してみるのもよいのでは？と思っています。



塩灸について 田中 榮子

塩灸とは 塩を用いてからだを温める“温灸法”の一方法のようなものです

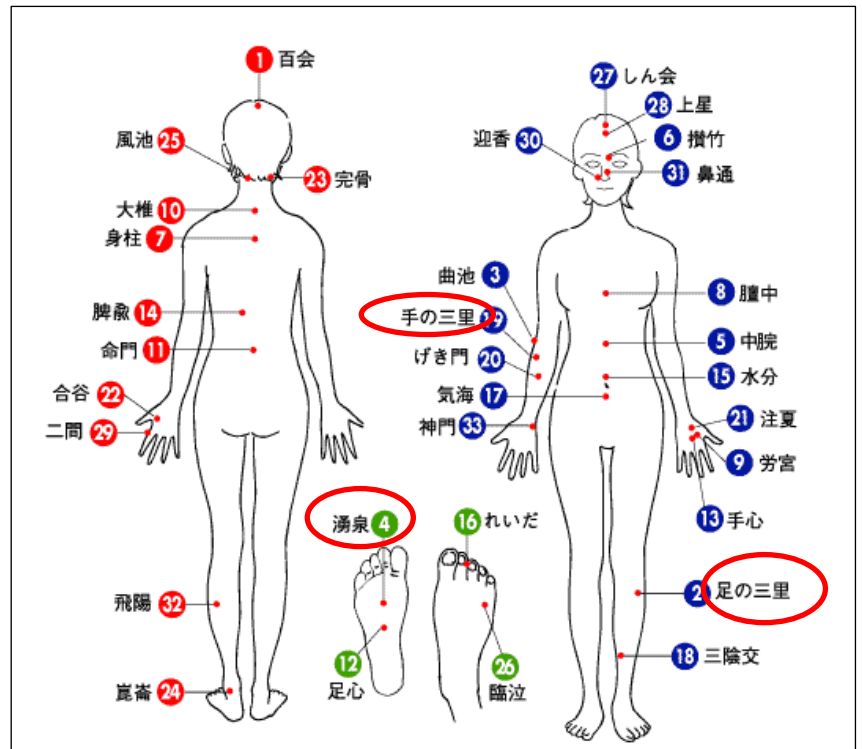
作り方・使い方：塩を大さじ3杯ほど用意し、鍋などで40～60度くらいに厚めの布に包みます。

それをからだの反応の出ているツボに数分当てます。どこへ当てるか、反応の出ているツボは、プロに聞いた方が良いでしょう。効果的なツボは『湧泉』『復溜』『三陰交』『太衝』『三里』等ですが、病気によって使うツボは違います。

効能：からだのバランスのくずれが整い、全体に循環が良くなるようです。

注意点：焼いた塩は陽性が強いので、当てる時間は5分前後にしましょう。特に、子供には当てすぎないようにしてください。また、炎症のあるところには当てないでください。

<参考>



地域活動

～まちゼミでの温灸教室～

武井 百代

7月4日、20日に調布市まちゼミに参加された コーヒー販売・喫茶を営まれる Kenko coffee さんのご厚意でコーヒーの淹れ方のご紹介と合同で 温灸、ツボの簡単セルフケア講座を実施させていただきました。

まちゼミはお店を行っている方が講師となって知識やノウハウを紹介するもので お茶、お酒、ヨガ、しゃべり方、スタンドグラス、英会話など様々なジャンルの方が企画に参加されていました。私達の企画には4日6人 20日4人の方が参加され、高齢の方から20代くらいまで広い年齢層のかたがいらっしゃいました。

ご自身で簡単に行えるセルフケアと暑さやむくみに対応するスッキリできるツボ（三陰交、曲池、陽陵泉、腎兪、天枢）の紹介と個別に質問相談をしました。

4日は火が使えない環境だったのでペットボトルにお湯を入れて経絡に沿った温熱マッサージとツボの取り方、触り方。膝や股関節に悩みのある方がどんなことをやったらいいのか？と熱心に質問されました。

20日は火も使用できたので せんねん灸を実際に使ってみながらツボをとってお話ししました。買ったことはあるけど熱くて使いにくかったという方もいらっしゃって説明するところすればいいのね。と喜んでくださいました。手や足の関節周辺のツボの話をして これなら出来そうですね！とおっしゃっていただけたのが嬉しかったです。

材料費500円の講習会ですがツボや温灸を身近に感じていただけました。

終わってから参加者皆様には Kenko coffee さんの美味しいコーヒーをいただいて楽しく談笑していただきました。

いま地域活性化のために様々な企画があるようで私もまちゼミというのは初めて知りました。（調布市民でも知らなかったという人結構いました）ぜひ 皆様もちょっと 住んでいる地域で調べて 面白そうな場に入ってみませんか？ 新しいそれまで鍼灸マッサージを知らなかった方に知っていただける、とても楽しくて大切な機会と思います。



はり・きゅう治療/マッサージ治療を

患者が選べる健康保険へ

鍼灸師およびあん摩・マッサージ・指圧師の保険治療は、患者が受診したいと思って、受診することができません。医師の治療、歯科医師の治療、そして整骨院の名称で打撲などの外傷を治療する柔道整復師の治療は、患者の判断で選ぶことができます。

しかし、鍼灸師、あん摩・マッサージ・指圧師の治療については、患者の判断より先に、厚生労働省の判断が優先されるおかしな状況です。

厚生労働省が健康保険ではり・きゅう治療の受診が認められる場合について、通知により示しているのが以下のような見解です。

患者の権利を無視する理解できない見解

まず、「はり・きゅうについては、慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるとして、医師の同意の下に行われた場合に」健康保険による、はり・きゅう治療の受診を認めるとしています。

そして、この条件に合致するのは、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の疾病の場合であり、これらの疾病でのはり・きゅう治療に医師の同意があれば、健康保険から政府が決めた治療費を支払う、というのが厚生労働省の見解です。

「慢性病であって医師による適切な治療手段のないもの」であるという条件が示されていますが、はり・きゅう治療の受診に、何のためにこのような受診の制限が必要なのでしょう？患者の立場からみると、とても理解できない条件です。

また、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の疾病は「医師による適切な治療手段のないもの」なのでしょう？これらの疾病での病院の受診は、患者の希望により自由に受診できます。「慢性病であって医師による適切な治療手段のないもの」でも医師の治療を優先するのでしょうか？さらに、はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療を行わない医師に、治療の同意を求めるとするのは、何のためなのでしょう？

「医師による適切な治療手段がないもの」という、患者国民には理解できない通知です。健康保険において鍼灸治療を受診できる場合の厚生労働省通知で示す条件は、健康保険からのはり・きゅう治療を排除するための通知です。

患者の声で改善を

医療の基本は、患者の医療選択の権利の尊重です。厚生労働省が、通知で患者の医療選択の権利をおろそかにする事態はまず改善が必要です。患者が必要な場合に健康保険ではり・きゅう治療を受診できるように、以下のように厚生労働省通知の変更を要望していきましょう。

- 1) 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の疾病との医師の診断が出された場合には、健康保険によるはり・きゅう治療の受診を認める。

2) 医師は、患者が希望する場合には、診断書の提出に協力する。

上記の要望は現状を踏まえた無理のない要望です。厚生労働省通知は、厚生労働省の責任でだされているものですから、厚生労働省の責任で変更できます。通知の改善からさらに制度の改善へ、はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療も選べる健康保険への改善は、国民の声、患者の声が上がりなければすみません。

ひきつづき、「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」の請願署名「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療を一般医療と同様に健康保険証の提示で受診できるようにして下さい」を広げていきましょう。

久下 勝通

署名活動

実績報告

暑い夏ですがご近所・患者さん・故郷のご親戚、知人にも大いに署名を広めるよう署名用紙を同封させていただきます。よろしくお願いします。

平成 28 年 7 月 20 日現在 **11,671 筆** (当会に寄せられた署名の到達点)

健康保険ではり・きゅう・マッサージ受ける「国民の会」の到達 **35,846 筆**